

1 税率等

(1)均等割 市民税3,000円 県民税1,500円

(2)所得割

①総合課税分： 市民税 6% 県民税 4%

②分離課税分

課税標準額	市民税	県民税
短期譲渡所得(一般分)	5.4%	3.6%
長期譲渡所得(一般分)	3%	2%
株式等に係る譲渡所得等(上場分)	1.8%	1.2%
先物取引に係る雑所得等	3%	2%

●配当控除(税額控除)

種類	課税所得金額		1000万円以下の部分		1000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.2%	0.15%
証券投資信託等	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
外貨建等証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○所得控除

障害者控除(一般)	26万円
障害者控除(特別障害者)	30万円
障害者控除(同居の特別障害者)	53万円
寡婦(寡夫)控除	26万円
特別寡婦控除	30万円
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	一般 33万円
配偶者特別控除	老人(S17.1.1以前生)
	所得金額:380,001~449,999円 33万円
	所得金額:450,000~499,999円 31万円
	所得金額:500,000~549,999円 26万円
	所得金額:550,000~599,999円 21万円
	所得金額:600,000~649,999円 16万円
	所得金額:650,000~699,999円 11万円
	所得金額:700,000~749,999円 6万円
	所得金額:750,000~759,999円 3万円
	所得金額:760,000円~ 0万円
扶養控除	16歳未満(H9.1.2以降生) 一般 33万円
	老人(S18.1.1以前生) 38万円
	特定(H2.1.2~H6.1.1生) 45万円
	同居老親等 ※ 45万円
基礎控除	33万円

雑損控除	①実質損失額-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額-5万円 上記の内、いずれか多い方
医療費控除	医療費の実質負担額-総所得金額の5%(総所得200万円以上の場合は10万円) (限度額200万円)

区分	支払った金額(A)	控除額
旧契約	~15,000円	(A)全額
①一般生命保険料	15,001円~40,000円	(A)×1/2+7,500円
②個人年金保険料	40,001円~70,000円	(A)×1/4+17,500円
	70,001円~	35,000円
新契約	~12,000円	(A)全額
③一般生命保険料	12,001円~32,000円	(A)×1/2+6,000円
④介護医療保険料	32,001円~56,000円	(A)×1/4+14,000円
⑤個人年金保険料	56,001円~	28,000円

※旧契約とはH23.12.31以前、新契約とはH24.1.1以後に締結した保険契約です。

※一般生命保険料は①③の合計(限度額28,000円)です。…⑥

個人年金保険料は②⑤の合計(限度額28,000円)です。…⑦

※生命保険料控除の適用限度額

④⑥⑦の合計(限度額70,000円)です。

※一般・個人年金・介護医療の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

※同居老親とは、所得者またはその配偶者の直系尊属で、そのいずれかと同居の者をいいます。

●寄附金控除(税額控除)

※対象となる寄附金は総所得金額の30%まで

都道府県・市町村への寄附金…①+② ※震災関連寄附金含む。(一部対象外)	(寄附金額-2,000円)×10%…①
日本赤十字社、愛知県共同募金、県・市の指定した団体への寄附金…①	(寄附金額-2,000円)×(90%-所得者の最高所得税率)…② ※②は市県民税所得割の1割が限度額

2 調整控除(所得税との人的控除額の差に基づく負担額の減額措置)

ア 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の方

aとbのいずれか小さい額の5%

a 人的控除額の差の合計額

b 個人市民税・県民税の課税所得金額

イ 個人住民税の課税所得金額が200万円超の方

{a-(b-200万円)}の5%

※ただし、この額が2500円以下の場合は2500円とする。

3 配当割・株式譲渡所得割額

特定配当所得または特定株式等譲渡所得を申告した場合、これらの所得に3%を乗じた配当割額または株式譲渡割額が所得割額から控除されます。

(一部抜粋)